

第2期秋田市住生活基本計画等改定委員会の設置および運営に関する要綱

〔令和7年5月14日〕
市長 決 裁

（設置の目的）

第1条 秋田市における住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策の推進ならびに本市が管理する市営住宅および特定公共賃貸住宅ならびにこれらに附属する共同施設（以下「市営住宅等」という。）の効率的かつ円滑な更新を実現することを目的とした第2期秋田市住生活基本計画および第2期秋田市営住宅等長寿命化計画（以下「計画等」という。）の改定に向けた検討等を行うため、第2期秋田市住生活基本計画等改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（検討事項）

第2条 委員会は、計画等の策定に必要な次に掲げる事項を検討し、市長に提言するものとする。

- （1）住宅および住環境の課題に関する事項
- （2）住生活の将来像および基本目標に関する事項
- （3）前号の基本目標の実現に向けた施策展開および成果指標に関する事項
- （4）市営住宅等の供給の目標量に関する事項
- （5）第2期秋田市営住宅等長寿命化計画の改正に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、計画等の策定に必要な事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民団体および関係団体
- （2）学識経験者および有識者
- （3）秋田市都市整備部長
- （4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、住宅政策およびまちづくりに精通した学識経験者又は有識者とする。

4 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(職務代理)

第6条 委員長および副委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、会議の検討事項に係る意見等をあらかじめ書面により提出することができる。

4 前項の規定により書面によって意見等を提出した委員は、第2項の適用については、委員会に出席したものとみなすことができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、秋田市都市整備部住宅政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 4 日から施行し、委員会が目的を達成した日限り、その効力を失う。